

## 三島市電子契約実施要領

### (趣旨)

**第1条** この要領は、市が行う電子契約に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子契約 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項に規定する契約内容を記録した電磁的記録を作成することにより締結する契約をいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。
- (3) サービス提供事業者 電子契約サービスを提供する事業者をいう。
- (4) 電子契約サービス サービス提供事業者が、市及び契約の相手方の指示を受けて電子署名を行う、立会人型電子契約サービスをいう。
- (5) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- (6) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる暗証番号をいう。
- (7) タイムスタンプ 特定の時刻に特定の電磁的記録が存在していたこと、また、その時刻以降において、当該電磁的記録が改ざんされていないことを証明する技術をいう。
- (8) 契約事務担当課 財政課、水道課及び下水道課をいう。
- (9) 契約事務担当者 契約事務担当課及び契約の相手方において、主として電子契約サービスを利用した契約手続の事務を担う者をいう。
- (10) 承認者 電子契約の内容が契約締結前に決裁を得たものと相違ないことを確認し、最終の承認を行う者をいう。
- (11) 文書管理システム 公文書の起案、決裁、保存等の公文書の管理を行うための電子情報処理組織で文書担当課長が管理するものをいう。

### (電子契約サービスの利用)

**第3条** 電子契約サービスは、契約事務担当課が行う電子入札により落札者を決定し、締結する契約に利用できるものとする。

2 前項の規定により電子契約サービスの利用を可とする入札により契約を行う場合にあっては、あらかじめ当該契約に係る入札の公告又は指名の通知書にその旨を明記し、告知しなければならない。

### (管理者)

**第4条** 電子契約サービスの運用管理のため、電子契約サービス運用管理者（以下「管理者」という。）を置き、財政課長をもってこれに充てる。

2 管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスの利用可能な状態の維持
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性の確保

- (3) 電子契約サービスの効率的な運用及び適正な管理
- (4) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項  
(承認者)

**第5条** 契約事務担当課に承認者を置き、当該課の長又は当該課の長が指名する者をもつてこれに充てる。

(アカウント及びパスワードの取扱い)

**第6条** アカウントは、管理者が設定し、契約事務担当課ごとに付与するものとする。ただし、設定できるアカウントは、管理者があらかじめ定めた市のドメインを用いたメールアドレスとする。

- 2 契約事務担当課に付与したアカウントの変更は、管理者が行う。
- 3 アカウントは、市の契約事務担当者及び承認者が適正に取り扱わなければならない。
- 4 パスワードの管理、設定及び変更は、管理者が行う。
- 5 市の契約事務担当者及び承認者は、パスワードを他者に知られないよう厳重に管理しなければならない。

(事故報告)

**第7条** パスワードの漏えい等の事故があったときは、直ちにその旨を管理者に報告し、必要な指示を受けなければならない。

(契約の相手方への意向確認)

**第8条** 市の契約事務担当者は、契約の相手方に対し、電子契約サービスを利用した電子契約の締結について、その意向を確認しなければならない

- 2 前項の規定による意向確認により、契約の相手方が電子契約の利用を希望するときは、別記様式による電子契約同意書兼メールアドレス確認書（以下「同意書」という。）を契約の相手方から提出させるものとする。

(電子契約の締結方法)

**第9条** 電子契約の締結は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市の契約事務担当者は、アカウント及びパスワードを用いて電子契約サービスにログインし、契約締結前に決裁を受けた契約書をアップロードする。
- (2) 市の契約事務担当者は、同意書で指定された契約の相手方の契約事務担当者及び契約締結権限者並びに承認者のメールアドレスをそれぞれ確認依頼メールの送信先として設定する。
- (3) 前号の規定による確認依頼メールの送信の順序は、契約の相手方の契約事務担当者、契約の相手方の契約締結権限者、承認者の順とする。ただし、契約の相手方において契約締結権限者が契約事務担当者を兼ねる場合においては、契約の相手方の契約締結権限者、承認者の順とする。
- (4) 承認者は、契約の相手方の契約事務担当者及び契約締結権限者が電子契約の内容を確認及び承認した後、電子契約サービスへログインし、アップロードされている契約書が、契約締結前に決裁を受けたものと相違ないことを確認し、承認する。

(5) サービス提供事業者は、前号の規定により承認された契約書に電子署名及びタイムスタンプを付与し、合意締結証明書を発行する。

(変更契約)

**第10条** 第3条第2項の規定により、あらかじめ電子契約サービスの利用を可とする旨を告知した入札によって契約の締結に至ったもの（紙の書面により契約を締結したものと含む。）について、当該契約の内容に変更の必要が生じた場合は、電子契約の方法により当該契約を変更することができる。

2 前項の規定による変更契約の手続きは、第8条及び前条の規定を準用する。

(電子契約書及び合意締結証明書の保存)

**第11条** 市の契約事務担当者は、第9条第5号の規定により電子署名及びタイムスタンプが付与された電子契約書及び合意締結証明書を速やかに市が管理する電子計算機にダウンロードし、当該電子契約書及び合意締結証明書を主管課（当該契約に係る事務事業を実質的に執行する課等をいう。以下同じ。）に送信しなければならない。

2 主管課の担当者は、前項の規定により送信された電子契約書及び合意締結証明書の電磁的記録を用い、当該契約の締結が完了した旨の報告を文書管理システムにより電子的に起案し、決裁を受けることにより当該システムに保存しなければならない。

3 前項の規定により文書管理システムに保存した電子契約書及び合意締結証明書は、当該書面の原本として取り扱うものとする。

4 財務会計伝票に添付して回議する場合その他契約の締結を証する紙の書面として必要な場合においては、第2項の規定により文書管理システムに保存している電子契約書及び合意締結証明書を印刷物として出力し、これを用いるものとする。

(国及び地方公共団体等との電子契約)

**第12条** 国及び他の地方公共団体等（以下「国等」という。）と電子契約を締結する場合においては、本要領に定める契約方法にかかわらず、国等が定める契約方法により電子契約を締結することができる。

(補則)

**第13条** この要領に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行する。

別記様式（第8条関係）

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

令和 年 月 日

三島市長 あて

所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
連絡先(電話)

下記の案件に係る契約について、発注者が指定する電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。

記

1 案件名（業務名、工事名等）

--

2 契約内容の確認を行う者及びメールアドレス

【確認者1】

契約締結権者又は契約締結権者から本契約の締結を委任された者

契約締結権限者	役職		氏名	
メールアドレス				

【確認者2】

本契約における契約事務担当者

契約事務担当者	役職		氏名	
メールアドレス				

- (注) 1 フリーメールアドレスは指定しないでください。  
2 確認者1及び確認者2はそれぞれ異なるメールアドレスを指定してください。  
3 電子契約サービスから契約書の内容確認メールが確認者2、確認者1の順に届き、両者が契約内容を確認し、その後、本市が合意することで、契約締結が完了します。  
4 確認者1（契約締結権限者）は、社内規程等により契約締結権限を持つ者であれば必ずしも代表者である必要はありません。  
5 確認者1（契約締結権限者）が確認者2（契約事務担当者）を兼務している場合は、確認者2の記載は不要です。  
6 建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。  
① 電磁的措置の種類  
　コンピュータ・ネットワーク利用の措置  
② 電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方法  
　電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等